

林地開発許可申請に関する意見書

3林 第451号

令和3年9月24日

福島県知事 内堀 雅雄 様

福島市長 木 幡 浩
(公 印 省 略)

このことに関する意見は、下記のとおりです。

記

申請者の住所・氏名	AC7合同会社
開発行為の場所	福島市在庭坂字金堀沢1番2 外1字5筆 法定外公共物 水2道2
開発行為の目的	太陽光発電施設の造成
意見	【農林整備課】 大規模な森林の皆伐は、森林が持つ保水力を低下させ、土砂災害発生リスクの増加や、動植物の生態系の変化、緑豊かな景観の喪失等、市民の人命や財産、地域資源に与える影響が大きいと危惧しております。 また、上記林地開発においては、「周辺地域住民の安全確保」、「事業計画及び事業廃止後の開発地内の管理体制」、「調整池の許容量」等の不安解消がされないまま事業が進むことについて、地元住民から安全の確保や事業計画に対する不安・疑念の解消等を求める要望書が幣市へ提出されておりますので、開発行為の実施前に地元関係者へ丁寧な説明を行い、合意形成を図るよう事業者に対し強く求めます。 林地開発の実施可否について、許可権者の福島県には、地元の意向に十分配慮し、地元住民の意見が無視されたまま開発が行われることが無いよう事業者へ指導するとともに、森林法及び福島県農林水産部発行「林地開発の手引き」に基づき、厳正なる審査を実施されますようお願いいたします。

意 見	事業者と地元住民の合意形成が図られ、審査の結果、上記開発行為が許可となった場合、下記に十分留意し、開発計画を進められるようお願いいたします。 ・ 水利権者への開発計画の説明を行ってください。 ・ 開発地周辺の住民及び隣接する地権者に対して、開発期間中や事業廃止後の管理体制について、十分に説明を行い、合意形成を図るようになしてください。 ・ 福島県農林水産部「林地開発許可の手引き」の「3 許可基準」の4つの許可の基準を必ず満たしてください。 ・ 防災施設工事を先行実施し、災害防止に努めてください。 【路政課】 ・ 当該開発地内にある法定外道路の使用許可については、工事完了時に一部用途廃止後払い下げ、及び一部付け替えを前提とし許可しているため、完了後は速やかに用途廃止等手続きを行うこと。 【河川課】 ・ 上記開発行為により、法定外水路への雨水流出量が増加し、水路の土砂堆積、洗掘、溢水、土砂災害等が発生しないよう、調整池や沈砂池を設置し、適正な維持管理により十分な防災対策を講じること。 ・ 排水する法定外水路流域の住民に対し、十分な説明を行い同意を得ること。 ・ 開発に伴い、法定外公共物に損害が生じた場合は、速やかに保障措置を講じること。 ・ 開発区域内における汚水又は雑排水が法定外公共物へ流入しないよう、汚水処理施設を完備したうえで排水する等の措置を講ずること。 ・ 法定外水路敷地を使用する際には、法定外公共物使用許可申請をすること。 【都市計画課】 ・ 国土利用計画法（国土法）について 開発場所は都市計画区域外であり、開発面積が1ha以上であることから、土地売買及び賃貸借契約による国土法の届出が必要である。
------------	---

【開発建築指導課 開発審査係】

- ・ 太陽光発電施設で、メンテナンスを除いて架台下の空間に人が立ち入らないものであって屋内的用途に供しないものは建築物に該当しないため、開発許可は不要となりますが、付属する管理施設及び変電施設で建築物に該当するものを設置する場合に、区画、形、質の変更が伴う場合は、事前に開発建築指導課と協議願います。

【環境課 温暖対策係】

- ・ 再生可能エネルギー特別措置法及び再生可能エネルギー特別措置法施行規則に基づく事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）、さらには、福島市の豊かな自然と魅力ある景観を次世代へ守り継ぐための太陽光発電施設の設置に関するガイドラインの遵守を求めます。
- ・ また、許可権者の福島県には、環境影響評価準備書に対する環境大臣意見が付されていることや、住民からの大規模林地開発に対する要望書の提出を受けていることを鑑み、開発計画についての周辺住民との合意形成が図られているか、厳正なる審査をお願いいたします。

【環境課環境保全係】

- ・ 環境影響評価書に記載した環境保全措置を反映し、環境への影響を最小限とするよう対策すること。
- ・ 土地安定性や濁水の流出などについては、現在の状況を悪化させることの無い対策を実施し、誤解させることの無いようその内容を地域住民への説明すること。また、盛土箇所、高さ、地下構造等を記録し、土砂災害の未然防止に努めること。
- ・ 事業場への資材搬入においては、交通事故、資材の落下事故などを引き起こさないよう注意し、沿道住民へ工事期間・時間帯・交通量などの周知をすること。
- ・ 健全な水循環維持の為、山林の涵養機能を可能な限り保全するよう対策を講じること。
- ・ 資材搬入のために拡幅した道路、敷地については、工事終了後の現状復帰に際し、緑化やビオトープ工法などを行い生態系の復旧・保全に努めること。
- ・ 施工にあたり、開発区域外への土砂の流出や拡散などにより、濁水や周辺植物等の枯死などを引き起こさないよう配慮すること。

	【企業立地課】 ・ 製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力、地熱及び太陽光発電所は除く）については、生産施設の新設に際し工事着工の90日前までに、①敷地面積 9,000 ㎡以上又は建築面積 3,000 ㎡以上の場合は、福島市長あて工場立地法に基づく「特定工場新設届」、②敷地面積 1,000 ㎡以上の場合は、福島県知事あて福島県工業開発条例に基づく「工場設置新設届」が必要とされています。 ・ 今回の開発については、太陽光発電施設の造成を目的としており上記①②の規制の対象外となっているため、当該事業者からの届出は不要です。 〔参考〕 ○工場立地法 FAQ 集（2020年6月経済産業省） Q1-1-2：メガソーラーは工場立地法の規制対象か。 A：電気供給業のうち、水力発電、地熱発電、太陽光発電以外は工場立地法の規制対象となっています。メガソーラーは、太陽光発電に該当するため、工場立地法の規制対象外となります（工場立地法第6条 及び工場立地法施行令第1条において規定）。 【吾妻支所】 ・ 開発にあたり、林地開発に伴い山地の形状変更が伴うものであるため、工事中並びに工事完了後も土砂災害防止に努めるとともに、下流域に被害を及ぼすことの無いよう対処すること。 ・ 工事実施にあたり、事前に事業周辺の住民及び隣接する地権者に対して、説明会等により、丁寧かつ十分な説明を行い合意形成を図ること。 【文化振興課】 ・ 当該開発予定地は、現在のところ埋蔵文化財包蔵地外と判断されます。ただし、工事にあたり埋蔵文化財と思われるものが発見された際は、現状を変更することなく速やかに福島市文化振興課へ連絡願います。
--	---

【農業委員会事務局】

- ・ 当該地は、農地ではないため農地法上問題ありません。周辺の農地又は採草放牧地に雨水等に伴う土砂の流出等の影響、また工事の際など営農の妨げにならないようご指導願います。

※関係法令に伴う届出や手続きについては、開発許可申請者が福島市役所の担当課で直接行うようお願いします。

